

横浜市現市庁舎街区活用事業

環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

- ①令和2年度第17回横浜市環境影響評価審査会における質疑応答に基づく準備書の修正案
 - ・第6章 環境影響評価の予測及び評価
 - 6.4 大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 補足資料-1~4
 - 6.10 風害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 補足資料-5
- ②令和2年度第17回横浜市環境影響評価審査会における御質問等への回答
 - ・地域社会（交通混雑・歩行者の安全）・・・・・・・・ p. 補足資料-6
- ③その他
 - ・埋蔵文化財包蔵地の周知について・・・・・・・・ p. 補足資料-7~18

令和3年3月30日

三井不動産株式会社

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

大気質 p.6.4-19

<準備書>

<修正案>

(カ) 「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」
 (令和2年4月、横浜市環境創造局)
 この基準では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染を防止するため、吹き付け石綿の除去等の処理に関する遵守事項等について定められています。

(キ) 「生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月、横浜市環境創造局)
 このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。
 大気環境の保全のための具体的な取組の概要として、以下の3点が示されています。
 ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
 ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
 ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.4-20 に示すとおり設定しました。

表 6.4-20 環境保全目標 (大気質)

| 区分 | 環境保全目標 |
|---------------|---|
| 【工事中】建設機械の稼働 | 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 |
| 【工事中】工事用車両の走行 | ・日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【供用後】建物の供用 | ・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【供用後】関連車両の走行 | ・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【工事中】建物の建設 | 石綿含有建材の使用が確認された場合において、石綿排出作業を実施する際は、法令等に基づいた飛散防止措置等を行い、周辺環境へ石綿を飛散させないこと。 |

(カ) 「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」
 (令和2年4月、横浜市環境創造局)
 この基準では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染を防止するため、吹き付け石綿の除去等の処理に関する遵守事項等について定められています。

(キ) 「生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月、横浜市環境創造局)
 このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。
 大気環境の保全のための具体的な取組の概要として、以下の3点が示されています。
 ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
 ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
 ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.4-20 に示すとおり設定しました。

表 6.4-20 環境保全目標 (大気質)

| 区分 | 環境保全目標 |
|---------------|---|
| 【工事中】建設機械の稼働 | 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 |
| 【工事中】工事用車両の走行 | ・日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.04ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【供用後】建物の供用 | ・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【供用後】関連車両の走行 | ・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m ³ を超えないこと。 |
| 【工事中】建物の建設 | 石綿含有建材の使用が確認された場合において、石綿排出作業を実施する際は、法令等に基づいた飛散防止措置等を行い、周辺環境へ石綿を飛散させないこと。 |

※二酸化窒素の日平均値の保全目標の修正に伴い、各予測事項の評価の記述等についても同様に、保全目標の設定値を「0.06ppm」から「0.04ppm」へ修正します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

大気質 p.6.4-40

<準備書>

<修正案>

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずることで、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|------------------|--|
| 【工事中】 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> 最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。 工事計画の策定にあたっては、工事の標準化、建設機械の効率的稼働に努めます。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の省燃費運転を推進します。 正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。 工事区域境界には仮囲いを設置します。 建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。 |

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で 0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.0030mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で 41.9%、浮遊粒子状物質で 12.0%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98%値、2%除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1 時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で 0.070ppm、浮遊粒子状物質で 0.071mg/m³であり、環境保全目標である二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を下回ると予測します。

工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していく等の措置を講じていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間 98%値が 0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³を超えないこと。」「1 時間値：二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずることで、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制するよう努めます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|------------------|--|
| 【工事中】 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> 最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。 工事計画の策定にあたっては、<u>施工計画を十分に検討し</u>、工事の標準化、<u>集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます</u>。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の省燃費運転を推進します。 正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。 工事区域境界には仮囲いを設置します。 建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。 |

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で 0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.0030mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で 41.9%、浮遊粒子状物質で 12.0%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98%値、2%除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1 時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で 0.070ppm、浮遊粒子状物質で 0.071mg/m³であり、環境保全目標である二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を下回ると予測します。

ただし、建設機械の稼働に伴う大気質への影響割合は、特に二酸化窒素濃度について 41.9%と高くなっていることから、工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していく等の措置を講じ、さらなる大気質への影響低減に努めていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：浮遊粒子状物質は日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³を超えないこと。」「1 時間値：二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

二酸化窒素濃度は、環境保全目標「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと」を上回ると予測しましたが、現地調査における日平均値の最大値（冬季に 0.04ppm）が既に環境保全目標と同値であることを踏まえ、環境の保全のための措置を徹底することで、極力、工事中の二酸化窒素濃度が予測結果を超過することがないように努めていきます。

※下線付き部分…第 15 回審査会指摘事項への対応
網掛け部分…第 17 回審査会指摘事項への対応

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

大気質 p.6.4-37

表 6.4-29 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|----------------------------|----------------|--------------------|------------------------------|------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2%除外値注) |
| 建設機械の稼働 に伴う大気環境への 影響 | 0.031 | 0.051 | 0.025 | 0.052 |

注) 二酸化窒素の環境基準は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質の環境基準は 0.10mg/m³以下。

<修正案>

表 6.4-29 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|----------------------------|----------------|--------------------|------------------------------|------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2%除外値注) |
| 建設機械の稼働 に伴う大気環境への 影響 | 0.031 | 0.051 | 0.025 | 0.052 |

注) 環境基準：二酸化窒素は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³以下。
環境保全目標：二酸化窒素は 0.04ppm、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³を超えないこと。

大気質 p.6.4-50

表 6.4-37 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | |
|---------------------------------|------------------------------|----------------|--------------------|------------------------------|------------------|-------|
| | | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2%除外値注) | |
| 工事中車両の 走行に伴う 大気環境への 影響 | 地点 a 一般国道 16 号 | 北東側 | 0.018181 | 0.038 | 0.0220202 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018174 | 0.038 | 0.0220196 | 0.049 |
| | 地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018254 | 0.038 | 0.0220262 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018131 | 0.038 | 0.0220150 | 0.049 |
| | 地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018236 | 0.038 | 0.0220251 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018235 | 0.038 | 0.0220252 | 0.049 |
| | 地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線 | 北東側 | 0.018171 | 0.038 | 0.0220204 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018211 | 0.038 | 0.0220244 | 0.049 |
| | 地点 e 市道新港 第 78 号線 | 東側 | 0.018195 | 0.038 | 0.0220219 | 0.049 |
| | | 西側 | 0.018167 | 0.038 | 0.0220193 | 0.049 |

注) 二酸化窒素の環境基準は 0.06ppm 以下、浮遊粒子状物質の環境基準は 0.10mg/m³以下。

表 6.4-37 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | |
|---------------------------------|------------------------------|----------------|--------------------|------------------------------|------------------|-------|
| | | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2%除外値注) | |
| 工事中車両の 走行に伴う 大気環境への 影響 | 地点 a 一般国道 16 号 | 北東側 | 0.018181 | 0.038 | 0.0220202 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018174 | 0.038 | 0.0220196 | 0.049 |
| | 地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018254 | 0.038 | 0.0220262 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018131 | 0.038 | 0.0220150 | 0.049 |
| | 地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018236 | 0.038 | 0.0220251 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018235 | 0.038 | 0.0220252 | 0.049 |
| | 地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線 | 北東側 | 0.018171 | 0.038 | 0.0220204 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018211 | 0.038 | 0.0220244 | 0.049 |
| | 地点 e 市道新港 第 78 号線 | 東側 | 0.018195 | 0.038 | 0.0220219 | 0.049 |
| | | 西側 | 0.018167 | 0.038 | 0.0220193 | 0.049 |

注) 環境基準：二酸化窒素は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³以下。
環境保全目標：二酸化窒素は 0.04ppm、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³を超えないこと。

大気質 p.6.4-63

表 6.4-47 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | |
|-------------------------------|----------------|--------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) |
| 建物の供用（設備機器の稼働） に伴う大気環境への影響 | 0.0180046 | 0.039 |

注) 二酸化窒素の環境基準は 0.06ppm 以下。

表 6.4-47 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | |
|-------------------------------|----------------|--------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98%値注) |
| 建物の供用（設備機器の稼働） に伴う大気環境への影響 | 0.0180046 | 0.039 |

注) 環境基準：0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下。
環境保全目標：0.04ppm を超えないこと。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

大気質 p.6.4-64

表 6.4-49 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|------------------------------------|----------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 ^(注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 ^(注) |
| 建物の供用 (地下駐車場の利用) に伴う大気環境への影響 | 0.0180021 | 0.039 | 0.0220007 | 0.049 |

注) 二酸化窒素の環境基準は 0.06ppm 以下、浮遊粒子状物質の環境基準は 0.10mg/m³ 以下。

<修正案>

表 6.4-49 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|------------------------------------|----------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 ^(注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 ^(注) |
| 建物の供用 (地下駐車場の利用) に伴う大気環境への影響 | 0.0180021 | 0.039 | 0.0220007 | 0.049 |

注) 環境基準：二酸化窒素は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ 以下。
環境保全目標：二酸化窒素は 0.04ppm、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ を超えないこと。

大気質 p.6.4-65

表 6.4-51 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|----------------------|----------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 ^(注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 ^(注) |
| 建物の供用に伴う 大気環境への影響 | 0.0180046 | 0.039 | 0.0220007 | 0.049 |

注) 二酸化窒素の環境基準は 0.06ppm 以下、浮遊粒子状物質の環境基準は 0.10mg/m³ 以下。

表 6.4-51 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | |
|----------------------|----------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 ^(注) | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 ^(注) |
| 建物の供用に伴う 大気環境への影響 | 0.0180046 | 0.039 | 0.0220007 | 0.049 |

注) 環境基準：二酸化窒素は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ 以下。
環境保全目標：二酸化窒素は 0.04ppm、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ を超えないこと。

大気質 p.6.4-73

表 6.4-56 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | |
|--------------------------------|------------------------------|----------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------|
| | | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 [*] | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 [*] | |
| 関連車両の 走行に伴う 大気環境への 影響 | 地点 a 一般国道 16 号 | 北東側 | 0.018148 | 0.038 | 0.0220136 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018142 | 0.038 | 0.0220132 | 0.049 |
| | 地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018228 | 0.038 | 0.0220189 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018118 | 0.038 | 0.0220111 | 0.049 |
| | 地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018196 | 0.038 | 0.0220169 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018194 | 0.038 | 0.0220168 | 0.049 |
| | 地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線 | 北東側 | 0.018135 | 0.038 | 0.0220135 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018167 | 0.038 | 0.0220160 | 0.049 |
| | 地点 e 市道新港 第 78 号線 | 東側 | 0.018155 | 0.038 | 0.0220144 | 0.049 |
| | | 西側 | 0.018131 | 0.038 | 0.0220126 | 0.049 |

※二酸化窒素の環境基準は 0.06ppm 以下、浮遊粒子状物質の環境基準は 0.10mg/m³ 以下。

表 6.4-56 年平均値から日平均値への換算結果

| 予測項目 | | 二酸化窒素 (ppm) | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | |
|--------------------------------|------------------------------|----------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------|
| | | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 年間 98% 値 [*] | 年平均値 (予測結果) | 日平均値の 2% 除外値 [*] | |
| 関連車両の 走行に伴う 大気環境への 影響 | 地点 a 一般国道 16 号 | 北東側 | 0.018148 | 0.038 | 0.0220136 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018142 | 0.038 | 0.0220132 | 0.049 |
| | 地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018228 | 0.038 | 0.0220189 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018118 | 0.038 | 0.0220111 | 0.049 |
| | 地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線 | 北東側 | 0.018196 | 0.038 | 0.0220169 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018194 | 0.038 | 0.0220168 | 0.049 |
| | 地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線 | 北東側 | 0.018135 | 0.038 | 0.0220135 | 0.049 |
| | | 南西側 | 0.018167 | 0.038 | 0.0220160 | 0.049 |
| | 地点 e 市道新港 第 78 号線 | 東側 | 0.018155 | 0.038 | 0.0220144 | 0.049 |
| | | 西側 | 0.018131 | 0.038 | 0.0220126 | 0.049 |

注) 環境基準：二酸化窒素は 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ 以下。
環境保全目標：二酸化窒素は 0.04ppm、浮遊粒子状物質は 0.10mg/m³ を超えないこと。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

風害 p.6.10-23

<準備書>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、供用後の風環境改善の観点から、表 6.10-9 に示すとおり実施します。

これら環境の保全のための措置は、計画立案時から検討している建物形状に対する措置のほか、計画建築物の供用後に継続して実施する措置としました。

表 6.10-9 環境の保全のための措置（計画建築物による風環境の変化の程度）

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|----------------|--|
| 【供用後】 建物の存在 | <p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上部へのタワー棟の高層部からの吹き下ろし風や回り込み風の低減を目的として、低層部を基壇形状とするほか、庇の設置及び北西部の一部切欠きを実施します。 ・風環境評価結果を踏まえ、防風効果のある高さ 7～8m程度の防風植栽（常緑樹）を整備します。 ・地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。 <p>【工事着手前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内に残る既存樹木（常緑樹）は、現市庁舎街区のレガシー（遺産）として、また、地域のシンボルツリー群として極力現位置保存させることを検討していきます。 <p>【供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行います。 ・強風時には見回り点検や清掃等を実施します。 |

(7) 評価

風洞実験により、供用後は、対象事業実施区域外の多くの地点で一般的な住宅街において許容される風環境（村上式評価のランク 1 もしくは 2）が維持できますが、対象事業実施区域の近接地においてランク 3 が出現すると予測します。この予測地点は、防風効果のある植栽を対象事業実施区域内に配置する、タワー棟低層部に庇を設置し、北西の一部を切欠きにするといった防風対策を講じることで、風環境の改善効果を得られると予測します。

さらに、本事業では、地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。また、風洞実験において検討した防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行うことで、風の低減効果が継続的に確保されるようにしていきます。

風環境改善のためにこのような環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「計画建築物の存在による風環境の変化が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

<修正案>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、供用後の風環境改善の観点から、表 6.10-9 に示すとおり実施します。

これら環境の保全のための措置は、計画立案時から検討している建物形状に対する措置のほか、計画建築物の供用後に継続して実施する措置としました。

表 6.10-9 環境の保全のための措置（計画建築物による風環境の変化の程度）

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|----------------|--|
| 【供用後】 建物の存在 | <p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上部へのタワー棟の高層部からの吹き下ろし風や回り込み風の低減を目的として、低層部を基壇形状とするほか、庇の設置及び北西部の一部切欠きを実施します。 ・風環境評価結果を踏まえ、防風効果のある高さ 7～8m程度の防風植栽（常緑樹）を整備します。 ・地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。 <p>【工事着手前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内に残る既存樹木（常緑樹）は、現市庁舎街区のレガシー（遺産）として、また、地域のシンボルツリー群として極力現位置保存させることを検討していきます。 <p>【供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行います。 ・強風時には見回り点検や清掃等を実施します。 |

(7) 評価

風洞実験により、供用後は、対象事業実施区域外の多くの地点で一般的な住宅街において許容される風環境（村上式評価のランク 1 もしくは 2）が維持できますが、対象事業実施区域の近接地においてランク 3 が出現すると予測します。この予測地点は、防風効果のある植栽を対象事業実施区域内に配置する、タワー棟低層部に庇を設置し、北西の一部を切欠きにするといった防風対策を講じることで、風環境の改善効果を得られると予測します。

ランク 3 が出現すると予測した地点及びその周辺の用途地域は商業地域であり、実際の土地利用状況も業務・商業用地であることを踏まえると、事務所街として許容される風環境であると考えます。ただし、現況に比べるとランクが悪化する予測結果であることから、本事業の実施にあたっては、防風植栽の他にも、さらに四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得られるよう努めます。

また、風洞実験において検討した防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行うことで、風の低減効果が継続的に確保されるようにしていきます。

風環境改善のためにこのような環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「計画建築物の存在による風環境の変化が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

②令和2年度第17回横浜市環境影響評価審査会における御質問等への回答

・地域社会（交通混雑・歩行者の安全）

| 御質問の内容 | 事業者の回答 |
|--|---|
| <p>調査地点として7ヶ所の信号交差点を選定されていますが、p.6.12-14③で渋滞長の調査は「地点7 ハマスタ入口交差点」でしか行われていないのはなぜでしょうか。</p> <p>「現況で交差点処理が困難（交差点需要率が0.9超、車線混雑度が1.0超）になっている交差点はありません。」とされていますが、渋滞している場合に停止線通過交通量を測ってもそれは交通需要ではないので、正しい需要率は求まりません。</p> <p>図6.12-9のフロー図にも示されているように、「需要交通量」の設定には「自動車交通量」の状況だけでなく「渋滞・滞留の状況」の情報も必要です。地点7だけでなくすべての交差点での渋滞・滞留状況の調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p> | <p>渋滞長に関しては、県警と事前相談した結果、「地点7 ハマスタ入口交差点」についての調査を実施しました。調査対象としてハマスタ入口交差点を選定した理由は、ここがすべての入庫車両が集中する箇所であるためです。</p> <p>また、地点1～6の各交差点については渋滞状況の目視確認を行っており、一回の信号で捌ききれない交差点は、「地点3 関内駅南口交差点」の高速道路から下ってくる右左折の車線が平日夕方の時間帯に一時的に捌け残る状況が確認された以外には存在しませんでした。地点3における一時的な捌け残りは、信号現示の青秒数が平日昼間に概ね27秒であったものが、夕方に12秒と極端に短くなるタイミングがあり、その際に確認されたものです。</p> |

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

③その他

- ・埋蔵文化財包蔵地の周知について

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

地域概況:埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況について

<準備書>

<修正案>

2)周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡の分布状況は、表 3.2-23 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域の西約 1.0km に 1 箇所、北西約 1.3km 周辺に 2 箇所、西北西約 1.3km に 1 箇所、東南東約 1.4km 周辺に 3 箇所、南西約 2.0km に 1 箇所の埋蔵文化財包蔵地(貝塚、古墳、散布地、城跡、集落跡)が分布しています。そのほか、中区に 11 箇所の近代遺跡が分布しています。

なお、埋蔵文化財包蔵地・遺跡としては指定されていませんが、本事業の対象事業実施区域には、二代目横浜市庁舎基礎遺構が存在しています。

2)周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の分布状況は、表 3.2-23 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

本事業の対象事業実施区域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在しており、令和 2 年 12 月に埋蔵文化財包蔵地(遺跡)として周知されています。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域の西約 1.0km に 1 箇所、北西約 1.3km 周辺に 2 箇所、西北西約 1.3km に 1 箇所、東南東約 1.4km 周辺に 3 箇所、南西約 2.0km に 1 箇所の埋蔵文化財包蔵地(貝塚、古墳、散布地、城跡、集落跡)が分布しています。そのほか、中区に 11 箇所の近代遺跡が分布しています。

表 3.2-23 埋蔵文化財包蔵地・遺跡の状況

| No. | 所在地 | 種類 | 地目 | 立地 | 時代・時期 | 遺跡名・内容 |
|-----|--------------------------|-----------------|---------|--------|-----------------|--|
| A | 紅葉ヶ丘 9-1 付近 | 集落跡 | 宅地 | 台地上 | 縄文・弥生 | 横浜市西区 No-15 遺跡、平成 15 年調査、住居跡(弥生) |
| B | 宮崎町 64 付近 | 貝塚 | 神社 | 台地斜面 | 縄文(後期) | 伊勢山貝塚、伊勢山皇大神宮裏、大部分破壊 |
| C | 老松町 21 付近 | 散布地 | 宅地 | 台地上 | 縄文 | 横浜水道局野毛山配水池付近、破壊 |
| D | 日ノ出町 1 丁目 83 付近 | 古墳 | 宅地 | 斜面 | 古墳 | 横浜太田古墳、破壊 |
| E | 山手町 97 付近 | 貝塚 | 荒地・崖 | 台地上・斜面 | 縄文(中期) | 元町貝塚 |
| F | 山手町 77 付近 | 貝塚 | 墓地・公園 | 台地上・斜面 | 縄文(中・後期) | 山手貝塚、外国人墓地及び元町公園敷地内 |
| G | 中区花咲町 3-36 | 工場跡(ガス製造所) | 学校 | 砂州上 | 近代(明治初期～大正末期) | 横浜瓦斯会社跡(横浜瓦斯局跡) |
| H | 山谷 23 付近 | 集落跡 貝塚 | 宅地 | 台地上 | 縄文(後期) | 稲荷山貝塚、平成 12 年調査、貝塚・住居跡(縄文)、根岸米軍施設屋敷内、大部分破壊 |
| I | 本町 6 丁目 61 番 1 外 | 近代建物跡 | 宅地 | 埋立低地 | 近代 | |
| J | 中区新港一丁目 | 港湾施設(税関事務所)跡 | 公園 | 砂州上 | 近代(大正期) | 新港埠頭旧横浜税関事務所跡 |
| K | 新港一丁目 6-2 付近 | 港湾施設 | 新港分関敷地等 | 埋立地 | 近代(明治・大正) | 新港埠頭旧横浜税関発電所跡 第一号上屋跡・道路跡・物揚場付帯階段跡 |
| L | 北仲通 1 丁目 | 都市遺跡 | 県庁敷地 | 砂州上 | 近世・近代 | |
| M | 山手町 48・53・55 番地 49 番地の一部 | 都市遺跡 近代建物跡 | 宅地 | 砂州上 | 近代・近世 | 山下居留地遺跡 |
| N | 中区山下町 279 | 港湾施設(波止場)跡 | 公園 | 砂州上 | 近世・近代(幕末期～大正末期) | フランス波止場跡 |
| O | 中区元町 1 丁目 77-4 他 1 | 工場(船舶給水関連施設)跡 | 公園 | 台地上 | 近代(明治期) | ジェラルール水屋敷地下貯水槽跡 |
| P | 中区諏訪町 29 | 工場(醸造関連利水施設)跡 | 学校 | 台地上 | 近代(明治期～大正末期) | ビール醸造所地下貯水槽跡 |
| Q | 山手町 99 | 散布地 近代建物跡 | 宅地 | 台地上 | 縄文 古墳・近代 | アメリカ海軍病院跡 現:横浜地方気象台 |
| R | 中区山手町 186 | 外国公邸跡 | 公園 | 台地上 | 近代(明治中期～大正末期) | フランス領事官邸跡 |
| S | 中区海岸通 1 丁目他 | 港湾施設(税関施設、防波堤)跡 | 公園 | 砂州上 | 近代(明治中期～大正末期) | 旧横浜税関・象の鼻跡 現:象の鼻パーク |
| T | 中区港町 1 丁目 1 番地 | 近代煉瓦造建物跡 | 宅地 | 埋立地 | 近代(明治期) | 港町一丁目遺跡(二代目旧横浜市役所跡) |

※表中の No. は図 3.2-20 に対応します。

資料:「文化財ハマ Site」(横浜市行政地図情報提供システムホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

表 3.2-23 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

| No. | 所在地 | 種類 | 地目 | 立地 | 時代・時期 | 遺跡名・内容 |
|-----|--------------------------|-----------------|---------|--------|-----------------|--|
| A | 紅葉ヶ丘 9-1 付近 | 集落跡 | 宅地 | 台地上 | 縄文・弥生 | 横浜市西区 No-15 遺跡、平成 15 年調査、住居跡(弥生) |
| B | 宮崎町 64 付近 | 貝塚 | 神社 | 台地斜面 | 縄文(後期) | 伊勢山貝塚、伊勢山皇大神宮裏、大部分破壊 |
| C | 老松町 21 付近 | 散布地 | 宅地 | 台地上 | 縄文 | 横浜水道局野毛山配水池付近、破壊 |
| D | 日ノ出町 1 丁目 83 付近 | 古墳 | 宅地 | 斜面 | 古墳 | 横浜太田古墳、破壊 |
| E | 山手町 97 付近 | 貝塚 | 荒地・崖 | 台地上・斜面 | 縄文(中期) | 元町貝塚 |
| F | 山手町 77 付近 | 貝塚 | 墓地・公園 | 台地上・斜面 | 縄文(中・後期) | 山手貝塚、外国人墓地及び元町公園敷地内 |
| G | 中区花咲町 3-36 | 工場跡(ガス製造所) | 学校 | 砂州上 | 近代(明治初期～大正末期) | 横浜瓦斯会社跡(横浜瓦斯局跡) |
| H | 山谷 23 付近 | 集落跡 貝塚 | 宅地 | 台地上 | 縄文(後期) | 稲荷山貝塚、平成 12 年調査、貝塚・住居跡(縄文)、根岸米軍施設屋敷内、大部分破壊 |
| I | 本町 6 丁目 61 番 1 外 | 近代建物跡 | 宅地 | 埋立低地 | 近代 | |
| J | 中区新港一丁目 | 港湾施設(税関事務所)跡 | 公園 | 砂州上 | 近代(大正期) | 新港埠頭旧横浜税関事務所跡 |
| K | 新港一丁目 6-2 付近 | 港湾施設 | 新港分関敷地等 | 埋立地 | 近代(明治・大正) | 新港埠頭旧横浜税関発電所跡 第一号上屋跡・道路跡・物揚場付帯階段跡 |
| L | 北仲通 1 丁目 | 都市遺跡 | 県庁敷地 | 砂州上 | 近世・近代 | |
| M | 山手町 48・53・55 番地 49 番地の一部 | 都市遺跡 近代建物跡 | 宅地 | 砂州上 | 近代・近世 | 山下居留地遺跡 |
| N | 中区山下町 279 | 港湾施設(波止場)跡 | 公園 | 砂州上 | 近世・近代(幕末期～大正末期) | フランス波止場跡 |
| O | 中区元町 1 丁目 77-4 他 1 | 工場(船舶給水関連施設)跡 | 公園 | 台地上 | 近代(明治期) | ジェラルール水屋敷地下貯水槽跡 |
| P | 中区諏訪町 29 | 工場(醸造関連利水施設)跡 | 学校 | 台地上 | 近代(明治期～大正末期) | ビール醸造所地下貯水槽跡 |
| Q | 山手町 99 | 散布地 近代建物跡 | 宅地 | 台地上 | 縄文 古墳・近代 | アメリカ海軍病院跡 現:横浜地方気象台 |
| R | 中区山手町 186 | 外国公邸跡 | 公園 | 台地上 | 近代(明治中期～大正末期) | フランス領事官邸跡 |
| S | 中区海岸通 1 丁目他 | 港湾施設(税関施設、防波堤)跡 | 公園 | 砂州上 | 近代(明治中期～大正末期) | 旧横浜税関・象の鼻跡 現:象の鼻パーク |
| T | 中区港町 1 丁目 1 番地 | 近代煉瓦造建物跡 | 宅地 | 埋立地 | 近代(明治期) | 港町一丁目遺跡(二代目旧横浜市役所跡) |

※表中の No. は図 3.2-20 に対応します。

資料:「文化財ハマ Site」(横浜市行政地図情報提供システムホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

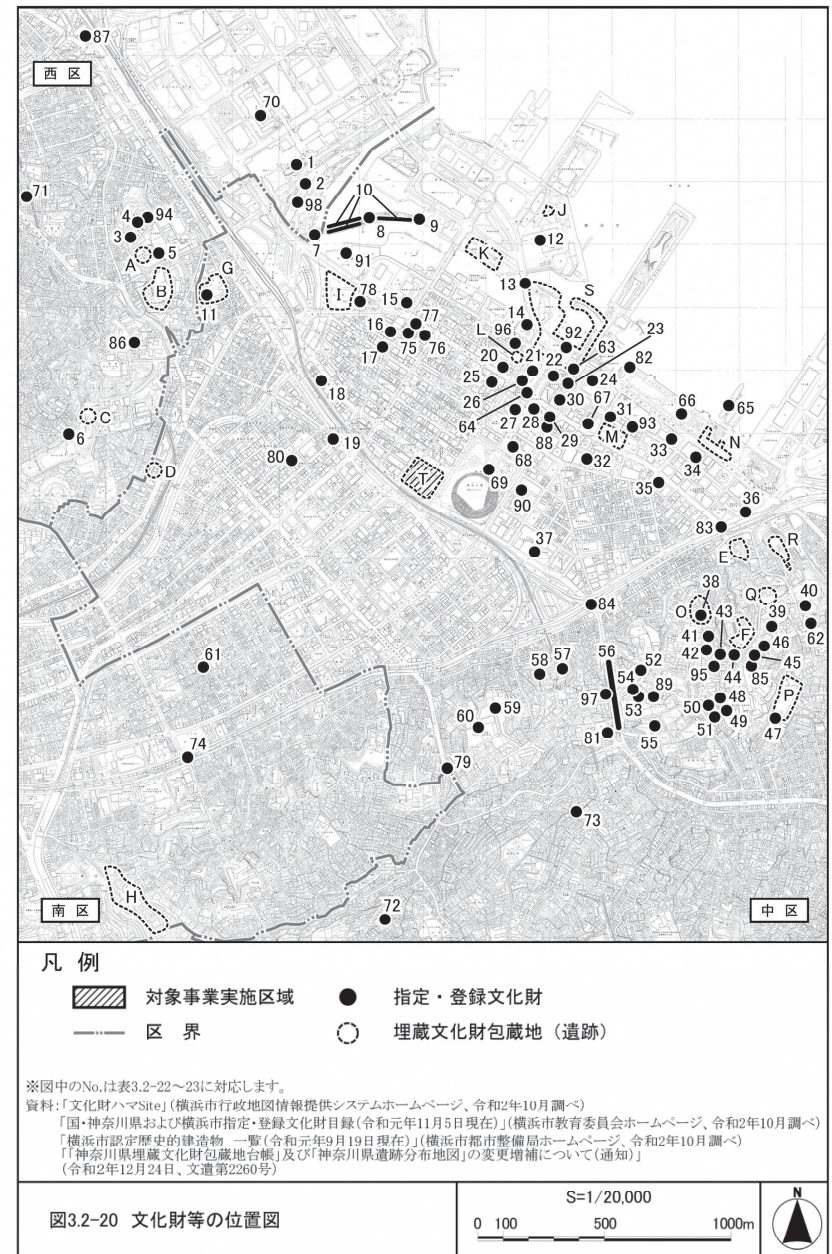
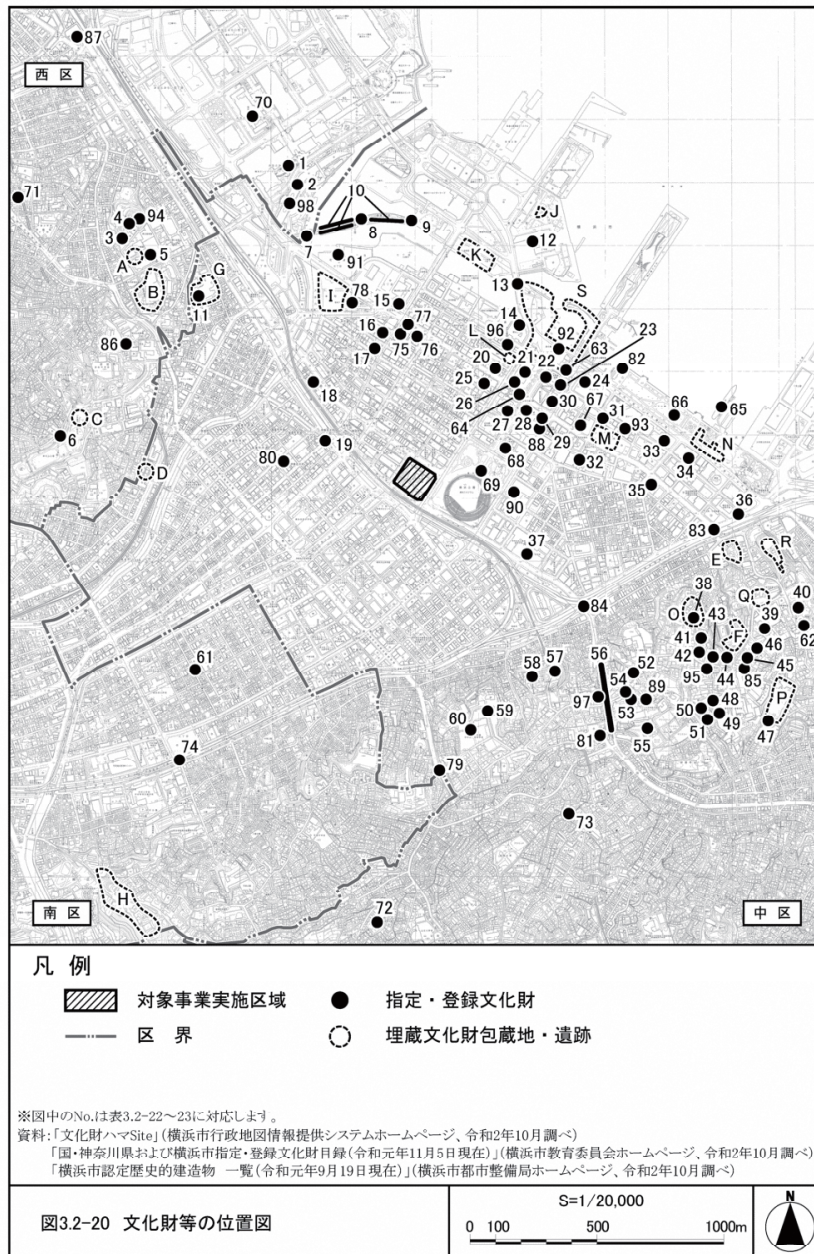
「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」及び「神奈川県遺跡分布地図」の変更増補について(通知)

(令和 2 年 12 月 24 日、文遺第 2260 号)

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

<修正案>



この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9115号)

この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9115号)

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

文化財等の項目選定について

<準備書>

<修正案>

表 5.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

| 環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方 | 環境影響 評価項目 | 細目 | 区分 | | 工事中 | | | | 供用後 | | | | |
|------------------------------|---------------|--------------|--------|-------------|--------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | 環境影響要因 | 建設 機械の稼働 | 工事用 車両の走行 | 地下掘削 | 建物の 建設 | 建物の 存在 | 建物の 供用 | 建物の 供用 | 関連車 両の走行 | 施設の 存在 | 施設の 供用 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 地球環境への 負荷の低減 | 温室効果ガス | 温室効果ガス | | | | | | | | ● | | | |
| 身近な 自然環境の 保全・再生・創造 | 生物多様性 | 動物 | | | | | | | | ● | | | |
| | | 植物 | | | | | | | | | | | |
| | 水循環 | 生態系 | | | | | | | | | | | |
| | | 地下水水位及び湧水の流量 | | | | | | | | | | | |
| 河川の形態、流量 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 海域の流況 | | | | | | | | | | | |
| 安心して 快適に生活できる 生活環境の保全 | 廃棄物・ 建設発生土 | 一般廃棄物 | | | | | ● | | | ● | | | |
| | | 産業廃棄物 | | | | | ● | | | ● | | | |
| | | 建設発生土 | | | | ● | | | | | | | |
| | 大気質 | 大気汚染 | ● | ● | | ● | | | ● | ● | | | |
| | 水質・底質 | 公共用水域の水質 | | | | | | | | | | | |
| | | 公共用水域の底質 | | | | | | | | | | | |
| | | 地下水の水質 | | | | | | | | | | | |
| | 土壌 | 土壌汚染 | | | | | | | | | | | |
| | 騒音 | 騒音 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | |
| | 振動 | 振動 | ● | ● | | | | | | | ● | | |
| | 地盤 | 地盤沈下 | | | ● | | | | | | | | |
| | 悪臭 | 悪臭 | | | | | | | | | | | |
| | 低周波音 | 低周波音 | | | | | | | | | | | |
| | 電波障害 | テレビジョン電波障害 | | | | | | | ● | | | | |
| | 日影 | 日照障害 | | | | | | | | ● | | | |
| | | シャドウフリッカー | | | | | | | | | | | |
| | 風害 | 局地的な風向・風速 | | | | | | | ● | | | | |
| 安全 | 土地の安定性 | | | | | | | | | | | | |
| | 浸水 | | | | | | | | ● | | | | |
| | 火災・爆発 | | | | | | | | | | | | |
| | 有害物漏洩 | | | | | | | | | | | | |
| 快適な 地域環境の確保 | 地域社会 | 地域分断 | | | | | | | | | | | |
| | | 交通混雑 | | ● | | | | | ● | ● | | | |
| | | 歩行者の安全 | | ● | | | | | | | ● | | |
| | 景観 | 景観 | | | | | | ● | | | | | |
| | 文化財等 | 文化財等 | | | | | | | | | | | |

※●は選定した項目を示します。

表 5.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

| 環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方 | 環境影響 評価項目 | 細目 | 区分 | | 工事中 | | | | 供用後 | | | | |
|------------------------------|---------------|--------------|--------|-------------|--------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | 環境影響要因 | 建設 機械の稼働 | 工事用 車両の走行 | 地下掘削 | 建物の 建設 | 建物の 存在 | 建物の 供用 | 建物の 供用 | 関連車 両の走行 | 施設の 存在 | 施設の 供用 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 地球環境への 負荷の低減 | 温室効果ガス | 温室効果ガス | | | | | | | | | | ● | |
| 身近な 自然環境の 保全・再生・創造 | 生物多様性 | 動物 | | | | | | | | | | ● | |
| | | 植物 | | | | | | | | | | | |
| | 水循環 | 生態系 | | | | | | | | | | | |
| | | 地下水水位及び湧水の流量 | | | | | | | | | | | |
| 河川の形態、流量 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 海域の流況 | | | | | | | | | | | |
| 安心して 快適に生活できる 生活環境の保全 | 廃棄物・ 建設発生土 | 一般廃棄物 | | | | | | | | ● | | ● | |
| | | 産業廃棄物 | | | | | | | | ● | | ● | |
| | | 建設発生土 | | | | ● | | | | | | | |
| | 大気質 | 大気汚染 | ● | ● | | ● | | | ● | ● | | | |
| | 水質・底質 | 公共用水域の水質 | | | | | | | | | | | |
| | | 公共用水域の底質 | | | | | | | | | | | |
| | | 地下水の水質 | | | | | | | | | | | |
| | 土壌 | 土壌汚染 | | | | | | | | | | | |
| | 騒音 | 騒音 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | |
| | 振動 | 振動 | ● | ● | | | | | | | | ● | |
| | 地盤 | 地盤沈下 | | | ● | | | | | | | | |
| | 悪臭 | 悪臭 | | | | | | | | | | | |
| | 低周波音 | 低周波音 | | | | | | | | | | | |
| | 電波障害 | テレビジョン電波障害 | | | | | | | | | | ● | |
| | 日影 | 日照障害 | | | | | | | | | | ● | |
| | | シャドウフリッカー | | | | | | | | | | | |
| | 風害 | 局地的な風向・風速 | | | | | | | | ● | | | |
| 安全 | 土地の安定性 | | | | | | | | | | | | |
| | 浸水 | | | | | | | | | ● | | | |
| | 火災・爆発 | | | | | | | | | | | | |
| | 有害物漏洩 | | | | | | | | | | | | |
| 快適な 地域環境の確保 | 地域社会 | 地域分断 | | | | | | | | | | | |
| | | 交通混雑 | | ● | | | | | | ● | ● | | |
| | | 歩行者の安全 | | ● | | | | | | | | ● | |
| | 景観 | 景観 | | | | | | | ● | | | | |
| | 文化財等 | 文化財等 | | | | | | | | | | | |

※●は選定した項目を示します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

表 5.2-2(4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

| 環境影響評価項目 | | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|----------|----------|-------|---|
| 大項目 | 細目 | | |
| 地域社会 | 地域分断 | × | <p>本事業の工事に伴い、地域分断するような交通経路の遮断は行いませんので、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>なお、工事中は、適切な位置に交通誘導員を適宜配置し、現状の歩行空間を分断せず、歩行者の安全を確保していきます。また、横浜公園でのイベント開催時には、必要に応じて、交通誘導員の増員や歩行者通路幅の確保、工事用車両の搬出入時間調整等の対策を検討します。</p> |
| | 交通混雑 | ○ | <p>工事用車両の走行が、周辺道路の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。</p> |
| | 歩行者の安全 | ○ | <p>本事業の工事が、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性に影響を生じさせる可能性があるため、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。</p> |
| 景観 | 景観 | × | <p>本事業の工事において設置する仮設物は、設置期間が一時的であり、また、対象事業実施区域の周辺状況に応じた配置・規模とするように配慮することから、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>対象事業実施区域周辺は、1年を通じて来街者等が多く集まる地域であるため、工事にあたっては、清潔感等に配慮した仮設・養生材等の使用に努めていきます。</p> <p>なお、供用後の施設の存在を対象として景観に関する予測評価を行います。</p> |
| 触れ合い活動の場 | 触れ合い活動の場 | × | <p>対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。</p> <p>そのため、環境影響評価項目として選定しません。</p> |
| 文化財等 | 文化財等 | × | <p>対象事業実施区域内に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありません。</p> <p>そのため、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>ただし、対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</p> |

<修正案>

表 5.2-2(4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

| 環境影響評価項目 | | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|----------|----------|-------|---|
| 大項目 | 細目 | | |
| 地域社会 | 地域分断 | × | <p>本事業の工事に伴い、地域分断するような交通経路の遮断は行いませんので、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>なお、工事中は、適切な位置に交通誘導員を適宜配置し、現状の歩行空間を分断せず、歩行者の安全を確保していきます。また、横浜公園でのイベント開催時には、必要に応じて、交通誘導員の増員や歩行者通路幅の確保、工事用車両の搬出入時間調整等の対策を検討します。</p> |
| | 交通混雑 | ○ | <p>工事用車両の走行が、周辺道路の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。</p> |
| | 歩行者の安全 | ○ | <p>本事業の工事が、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性に影響を生じさせる可能性があるため、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。</p> |
| 景観 | 景観 | × | <p>本事業の工事において設置する仮設物は、設置期間が一時的であり、また、対象事業実施区域の周辺状況に応じた配置・規模とするように配慮することから、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>対象事業実施区域周辺は、1年を通じて来街者等が多く集まる地域であるため、工事にあたっては、清潔感等に配慮した仮設・養生材等の使用に努めていきます。</p> <p>なお、供用後の施設の存在を対象として景観に関する予測評価を行います。</p> |
| 触れ合い活動の場 | 触れ合い活動の場 | × | <p>対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。</p> <p>そのため、環境影響評価項目として選定しません。</p> |
| 文化財等 | 文化財等 | ○ | <p>対象事業実施区域は二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在することから埋蔵文化財包蔵地として周知されており、本事業の工事により埋蔵文化財包蔵地を改変する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</p> |

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

表 5.2-2(7) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用後）

| 環境影響評価項目 | | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|----------|----------|-------|--|
| 大項目 | 細目 | | |
| 安全 | 火災・爆発 | × | 本事業では、対象事業実施区域内において常時燃焼を伴うような設備・施設や有害物質を蓄積するような施設の設置計画はありません。 |
| | 有害物漏洩 | × | 施設の運営にあたっては、安全管理を徹底させていくことから、環境影響評価項目として選定しません。 |
| 地域社会 | 地域分断 | × | 本事業の実施は、地域を分断するような交通経路の遮断を伴うものではないため、環境影響評価項目として選定しません。 |
| | 交通混雑 | ○ | 関連車両の走行及び新たに発生する来街者が、周辺道路及び歩行空間の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 |
| | 歩行者の安全 | ○ | 施設供用後において、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性を確保する計画としていますが、その内容を明らかにするために、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。 |
| 景観 | 景観 | ○ | 計画建築物の出現により、対象事業実施区域周辺からの景観を変化させる要因になると考えられることから、環境影響評価項目として選定します。 |
| 触れ合い活動の場 | 触れ合い活動の場 | × | 施設供用後において対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。 |
| 文化財等 | 文化財等 | × | 対象事業実施区域内に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。 |

<修正案>

表 5.2-2(7) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用後）

| 環境影響評価項目 | | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|----------|----------|-------|---|
| 大項目 | 細目 | | |
| 安全 | 火災・爆発 | × | 本事業では、対象事業実施区域内において常時燃焼を伴うような設備・施設や有害物質を蓄積するような施設の設置計画はありません。 |
| | 有害物漏洩 | × | 施設の運営にあたっては、安全管理を徹底させていくことから、環境影響評価項目として選定しません。 |
| 地域社会 | 地域分断 | × | 本事業の実施は、地域を分断するような交通経路の遮断を伴うものではないため、環境影響評価項目として選定しません。 |
| | 交通混雑 | ○ | 関連車両の走行及び新たに発生する来街者が、周辺道路及び歩行空間の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 |
| | 歩行者の安全 | ○ | 施設供用後において、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性を確保する計画としていますが、その内容を明らかにするために、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。 |
| 景観 | 景観 | ○ | 計画建築物の出現により、対象事業実施区域周辺からの景観を変化させる要因になると考えられることから、環境影響評価項目として選定します。 |
| 触れ合い活動の場 | 触れ合い活動の場 | × | 施設供用後において対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。 |
| 文化財等 | 文化財等 | × | 対象事業実施区域は二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在することから埋蔵文化財包蔵地として周知されていますが、施設供用後において埋蔵文化財包蔵地を改変する計画はありません。 そのため、環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。 |

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

6章(予測評価)追加

<予測評価 追加案>

<予測評価 追加案>

6.14 文化財等

対象事業実施区域内には、国、神奈川県及び横浜市が指定する文化財は存在しませんが、二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在することから、神奈川県教育委員会により埋蔵文化財包蔵地として周知されています。

本事業の工事の実施により、周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するため、その影響を把握するために、調査、予測、評価しました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の影響】

| | 結果等の概要 | 参照頁 |
|----------------|---|----------|
| 調査結果の概要 | ・対象事業実施区域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構が存在しており、対象事業実施区域全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されています。 | p.6.14-2 |
| 環境保全目標 | ・対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。 | p.6.14-4 |
| 予測結果の概要 | ・本事業の工事により、計画建築物の建設、外構の植栽柵の設置等のために地下部の掘削を行うため、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測します。 なお、本事業の実施にあたっては、工事の着工に先立って二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。 また、調査で確認された埋蔵文化財については、関係機関と適正な保存方法について協議し、法令に基づき適切に対応していきます。 | p.6.14-5 |
| 環境の保全のための措置の概要 | ・対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。 ・調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。 ・対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。 | p.6.14-5 |
| 評価 | ・本事業の工事により、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測しますが、工事の着工に先立って埋蔵文化財調査を行い、確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議していくといった環境の保全のための措置を実施していきます。 そのため、環境保全目標「対象事業実施区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。」は達成されるものと考えます。 | p.6.14-5 |

※調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ア 埋蔵文化財包蔵地の状況
- イ 土地利用の状況
- ウ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域内としました。

(3) 調査時期

既存資料の収集・整理を適宜実施しました。

(4) 調査方法

- ア 埋蔵文化財包蔵地の状況
既存資料の収集・整理を実施しました。
- イ 土地利用の状況
既存資料の収集・整理を実施しました。
- ウ 関係法令・計画等
下記法令等の内容を整理しました。
 - ・「文化財保護法」
 - ・「神奈川県文化財保護条例」
 - ・「横浜市文化財保護条例」

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<予測評価 追加案>

(5) 調査結果

ア 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、表 6.14-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在しており、神奈川県教育委員会により対象事業実施区域全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されています。

表 6.14-1 対象事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

| No. | 所在地 | 種類 | 地目 | 立地 | 時代・時期 | 遺跡名・内容 |
|-----|----------|----------|----|-----|-------------|------------------------------------|
| 1 | 港町1丁目1番地 | 近代煉瓦造建物跡 | 宅地 | 埋立地 | 近代 (明治期) | 港町1丁目遺跡（二代目旧横浜市役所跡） ^(注) |

注) 令和2年12月24日周知

資料：「「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」及び「神奈川県遺跡分布地図」の変更増補について（通知）」
(令和2年12月24日、文遺第2260号)

イ 土地利用の状況

対象事業実施区域は令和2年6月に移転が完了した横浜市役所の跡地です。

対象事業実施区域の南東側敷地境界付近には、二代目横浜市庁舎基礎遺構の一部が露出しています。

また、対象事業実施区域周辺の文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布状況は、「3.2.9 文化財等の状況」（p.3-45～p.3-49 参照）に示したとおりです。

<予測評価 追加案>

ウ 関係法令・計画等

(ア) 「文化財保護法」（昭和25年5月30日、法律第214号）

文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。

土木工事等のために周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合には、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならないとされています。

また、土地の所有者または占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、埋蔵文化財の調査にあたって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないとされています。

(イ) 「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月1日、条例第13号）

この条例は、文化財保護法の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するものうち、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、県が行うこととされた文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。

(ウ) 「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月25日、条例第53号）

この条例は、文化財保護法の規定に基づき、横浜市の区域内に存する文化財で市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化的向上及び発展に資することを目的としています。

埋蔵文化財については、教育委員会は、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で市の区域内に存するものについて、資料を整備するとともにその周知を図るよう努めなければならないとされており、また、埋蔵文化財を発見した者は、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に努めるとともに、教育委員会が当該埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、当該埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならないとされています。

2 環境保全目標の設定

文化財等に係る環境保全目標は、表 6.14-2 に示すとおり設定しました。

表 6.14-2 環境保全目標（文化財等）

| 区分 | 環境保全目標 |
|---------------------|--|
| 【工事中】 地下掘削、建物の建設 | ・対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。 |

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<予測評価 追加案>

3 予測及び評価等

(1) 予測項目

予測項目は、工事中の周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

(2) 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の内容から推定する方法としました。

(5) 予測結果

本事業の工事により、計画建築物の建設、外構の植栽柵の設置等のために地下部の掘削を行うため、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測します。

なお、本事業の実施にあたっては、工事の着工に先立って二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。

また、調査で確認された埋蔵文化財については、関係機関と適正な保存方法について協議し、法令に基づき適切に対応していきます。

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、埋蔵文化財包蔵地を適正に保存するため、表 6.14-3 に示す内容を実施します。

表 6.14-3 環境の保全のための措置（文化財等）

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|-------|--|
| 【工事中】 | <ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。 |

(7) 評価

本事業の工事により、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測しますが、工事の着工に先立って埋蔵文化財調査を行い、確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議していくといった環境の保全のための措置を実施していきます。

そのため、環境保全目標「対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。」は達成されるものと考えます。

第7章 環境影響の総合的な評価

横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、また、民間活力により現市庁舎街区の有効活用を図るため、これまで地元・市民・企業・専門家等より多くの知見を集め、市民意見募集やサウンディング型市場調査により、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会での検討が行われてきました。

検討を重ねていく中で、現市庁舎街区、港町民間街区及び教育文化センター跡地について、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」、まちづくりの方針を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」が策定されました。

また、平成30年10月には、横浜駅周辺やみなとみらい地区等の地域を包含していた「横浜都心・臨海地域」の都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の拡大に伴い、対象事業実施区域を含む「関内駅周辺地区」等が属することになりました。

このような背景を経て、現市庁舎街区は、平成31年1月に横浜市により、市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者公募が行われ、三井不動産、他7社で構成するグループが事業予定者として選定されました。

本事業は、産学連携による起業促進やその効果の波及による業務機能の再生、ここに来たくなる新たな魅力の創出による観光・集客の拠点形成等により、関内・関外地区の賑わいの創出を図りたいと考えています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の6項目、供用後では、温室効果ガス、生物多様性（動物）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の12項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または横浜市が定めている上位計画等と整合しているものと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講ずることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講ずることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

第7章 環境影響の総合的な評価

横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、また、民間活力により現市庁舎街区の有効活用を図るため、これまで地元・市民・企業・専門家等より多くの知見を集め、市民意見募集やサウンディング型市場調査により、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会での検討が行われてきました。

検討を重ねていく中で、現市庁舎街区、港町民間街区及び教育文化センター跡地について、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」、まちづくりの方針を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」が策定されました。

また、平成30年10月には、横浜駅周辺やみなとみらい地区等の地域を包含していた「横浜都心・臨海地域」の都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の拡大に伴い、対象事業実施区域を含む「関内駅周辺地区」等が属することになりました。

このような背景を経て、現市庁舎街区は、平成31年1月に横浜市により、市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者公募が行われ、三井不動産、他7社で構成するグループが事業予定者として選定されました。

本事業は、産学連携による起業促進やその効果の波及による業務機能の再生、ここに来たくなる新たな魅力の創出による観光・集客の拠点形成等により、関内・関外地区の賑わいの創出を図りたいと考えています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、**文化財等の7項目**、供用後では、温室効果ガス、生物多様性（動物）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の12項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または横浜市が定めている上位計画等と整合しているものと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講ずることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講ずることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

8章 事後調査に関する事項

<準備書>

<修正案>

表 8.2-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

| 時期 | 項目 | 環境影響要因 | 選定・非選定 | 選定・非選定の理由 |
|-----|--------------|----------|--------|--|
| 工事中 | 産業廃棄物 | 建物の建設 | ○ | リサイクル率などや環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | 建設発生土 | 地下掘削 | ○ | |
| | 大気汚染 | 建設機械の稼働 | × | 建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響の程度としては小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | | 建物の建設 | × | 既存の建築物の解体工事にあたってアスベストが使用されていた際には、法令に基づく届出等を行い、別途横浜市に届け出ることになるため、選定しません。 |
| | 騒音 | 建設機械の稼働 | ○ | 建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | 振動 | 建設機械の稼働 | ○ | 建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | 地盤（地盤沈下） | 地下掘削 | × | 本事業では、今後、対象事業実施区域内でボーリングの実測調査を改めて実施し、地盤の状況を確認したうえで工法を確定していきます。現時点では、掘削部の外周に剛性と遮水性の高い山留壁を地上面から約20m程度構築し、地下水位を制御しながら掘削工事を進めるディープウェル工法を用いることで、施工上の安全を確保しつつ、周辺の地下水位の著しい変動を回避していく計画としています。 そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できると考えられるため、選定しません。 |
| | 地域社会（交通混雑） | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響の程度は小さいと考えられること、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。 |
| | 地域社会（歩行者の安全） | 工事用車両の走行 | × | 工事中の歩行者の安全性は、警備員の設置や仮設歩道を整備するなどの対応によって確保できるため、選定しません。 |

※「×」の表記は、環境に及ぼす影響が比較的大きい、または予測・評価において不確実性が大きいという観点での事後調査項目からは対象外としていますが、第6章の各環境影響評価項目において「環境の保全のための措置」に記載している事項については、その実施状況を確認し、「事後調査結果報告書（工事中）」において報告していきます。

表 8.2-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

| 時期 | 項目 | 環境影響要因 | 選定・非選定 | 選定・非選定の理由 |
|------|--------------|----------|---|--|
| 工事中 | 産業廃棄物 | 建物の建設 | ○ | リサイクル率などや環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | 建設発生土 | 地下掘削 | ○ | |
| | 大気汚染 | 建設機械の稼働 | × | 建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響の程度としては小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | | 建物の建設 | × | 既存の建築物の解体工事にあたってアスベストが使用されていた際には、法令に基づく届出等を行い、別途横浜市に届け出ることになるため、選定しません。 |
| | 騒音 | 建設機械の稼働 | ○ | 建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | 振動 | 建設機械の稼働 | ○ | 建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。 |
| | 地盤（地盤沈下） | 地下掘削 | × | 本事業では、今後、対象事業実施区域内でボーリングの実測調査を改めて実施し、地盤の状況を確認したうえで工法を確定していきます。現時点では、掘削部の外周に剛性と遮水性の高い山留壁を地上面から約20m程度構築し、地下水位を制御しながら掘削工事を進めるディープウェル工法を用いることで、施工上の安全を確保しつつ、周辺の地下水位の著しい変動を回避していく計画としています。 そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できると考えられるため、選定しません。 |
| | 地域社会（交通混雑） | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響の程度は小さいと考えられること、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。 |
| | 地域社会（歩行者の安全） | 工事用車両の走行 | × | 工事中の歩行者の安全性は、警備員の設置や仮設歩道を整備するなどの対応によって確保できるため、選定しません。 |
| 文化財等 | 地下掘削・建物の建設 | ○ | 埋蔵文化財の状況、工事の実施による改変範囲及び適正に保存されることを確認するため、選定します。 | |

※「×」の表記は、環境に及ぼす影響が比較的大きい、または予測・評価において不確実性が大きいという観点での事後調査項目からは対象外としていますが、第6章の各環境影響評価項目において「環境の保全のための措置」に記載している事項については、その実施状況を確認し、「事後調査結果報告書（工事中）」において報告していきます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

<準備書>

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 及び表 8.3-2 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3-1 事後調査報告の内容（工事中）

| 項目 | 調査項目 | 調査頻度 | 調査位置 | 調査時期 | 調査方法 |
|--------------------------------|----------------------|--------|--|--------------------------------------|------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量 | 工事期間中 | 対象事業実施区域内 | 工事期間全般 | 工事現場の廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の分別項目ごとに月単位で集計 |
| 騒音 | 建設機械の稼働に伴う騒音レベル | 平日 1 日 | 居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点 | 予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯 | 「騒音に係る環境基準」等に基づく手法 |
| | 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 | 平日 1 日 | 対象事業実施区域内 | 上記、現地調査日と同日に実施 | 現地調査による目視並びに工事資料の整理 |
| 振動 | 建設機械の稼働に伴う振動レベル | 平日 1 日 | 居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点 | 予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯 | 「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」等に基づく手法 |
| | 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 | 平日 1 日 | 対象事業実施区域内 | 上記、現地調査日と同日に実施 | 現地調査による目視並びに工事資料の整理 |
| 工事中を対象に環境の保全のための措置を講ずるとしている全項目 | 環境の保全のための措置の実施状況 | 適宜 | 対象事業実施区域内 | 工事期間全般 | 現地調査（目視）、工事資料の整理、ヒアリング等により、実施状況を把握 |
| | | | | | 現地調査（目視）、工事資料の整理、ヒアリング等により、実施状況を把握 |

<修正案>

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 及び表 8.3-2 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3-1 事後調査報告の内容（工事中）

| 項目 | 調査項目 | 調査頻度 | 調査位置 | 調査時期 | 調査方法 |
|--------------------------------|----------------------|--------|--|--------------------------------------|------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量 | 工事期間中 | 対象事業実施区域内 | 工事期間全般 | 工事現場の廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の分別項目ごとに月単位で集計 |
| 騒音 | 建設機械の稼働に伴う騒音レベル | 平日 1 日 | 居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点 | 予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯 | 「騒音に係る環境基準」等に基づく手法 |
| | 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 | 平日 1 日 | 対象事業実施区域内 | 上記、現地調査日と同日に実施 | 現地調査による目視並びに工事資料の整理 |
| 振動 | 建設機械の稼働に伴う振動レベル | 平日 1 日 | 居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点 | 予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯 | 「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」等に基づく手法 |
| | 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 | 平日 1 日 | 対象事業実施区域内 | 上記、現地調査日と同日に実施 | 現地調査による目視並びに工事資料の整理 |
| 文化財等 | 埋蔵文化財の状況 | 適宜 | 対象事業実施区域内 | 工事着工前～工事期間全般 | 埋蔵文化財調査結果、関係機関協議等の資料の整理 |
| 工事中を対象に環境の保全のための措置を講ずるとしている全項目 | 環境の保全のための措置の実施状況 | 適宜 | 対象事業実施区域内 | 工事期間全般 | 現地調査（目視）、工事資料の整理、ヒアリング等により、実施状況を把握 |
| | | | | | 現地調査（目視）、工事資料の整理、ヒアリング等により、実施状況を把握 |